

償却資産（固定資産税）申告の手引き

個人や法人で事業を行っている人（工場や商店等の経営、駐車場やアパートなどを貸し付けている人、農業、漁業、林業、畜産業等を営まれている人など）が、その事業のために用いている土地、家屋以外の事業用資産を償却資産といいます。

土地、家屋と同じように固定資産税が課税されます。

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定に基づき、毎年1月1日現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村長に申告しなければなりません。

この「申告の手引き」を参照して、申告書を作成し、申告期限までに必ず提出してください。
資産がない場合も提出をお願いします。

| | |
|-------------|---------------------|
| 申告期限 | 令和7年1月31日（金） |
|-------------|---------------------|

お知らせ

【マイナンバー（個人番号・法人番号）の記入・確認書類等の提示をお願いします】

- 個人は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号の記入をお願いします。
- 個人事業者の場合は、個人番号及び本人確認書類の提示（郵送による提出の場合は、写しの同封）が必要です。詳しくは、8ページをご覧ください。

【インターネットによる電子申告が可能です】

地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用したインターネットによる償却資産の電子申告もできます。詳しくは、次のホームページをご覧ください。

eLTAX（地方税ポータルシステム）HPアドレス <http://www.eltax.lta.go.jp/>

| | |
|-----------------------|---|
| 提出先 問い合わせ先 | 〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号 水俣市役所 税務課 固定資産税係 電話番号 0966-61-1620 |
|-----------------------|---|

【目次】

| | | |
|-----|----------------------------------|-----|
| I | 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 1 |
| II | 償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 2 |
| III | 申告の留意点について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 4 |
| IV | 課税標準の特例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 6 |
| V | 税額等の算出方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 7 |
| VI | マイナンバー（個人番号・法人番号）の確認について | P 8 |
| VII | 償却資産申告書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 9 |

I 償却資産とは

課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得金額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものです。

1 償却資産の種類と具体例

| 資産の種類 | | 具体例（主なものを例示） |
|-------|----------|---|
| 1 | 構築物 | 舗装路面、駐車場舗装、屋外排水溝、緑化設備、門・塀、フェンス、屋外広告塔、橋、調整池、プレハブ等で家屋と認定できないもの |
| | 建物附属設備 | 受変電設備、給排水設備、冷暖房設備、衛生設備等の建築設備のうちで、償却資産として扱うもの、テナント入居者（賃借人）が貸ビル・貸店舗等に施した内装・造作等の特定付帯設備※① |
| 2 | 機械及び装置 | 各種製造設備等の機械及び装置、建設機械（ブルドーザー、油圧ショベル等）、機械式駐車設備、クリーニング設備、農業用設備、太陽光発電設備（家屋の屋根材一体型を除く。）など |
| 3 | 船舶 | 貨客船、遊覧船、漁船、しゅんせつ船、砂利採取船、モーターボート、ヨット |
| 4 | 航空機 | 飛行機、ヘリコプターなど |
| 5 | 車両・運搬具 | 構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車「0、00～09、000～009」「90～99、900～999」ナンバーのもの（自動車税や軽自動車税の課税対象となるものを除く。） |
| 6 | 工具・器具・備品 | 事務机、キャビネット、応接セット、エアコン、テレビ、看板、レジスター、パソコン、陳列ケース、金庫、自動販売機など |

※① テナント入居者（賃借人）が貸ビル、貸店舗等に自らの費用で施した内装、電気・ガスその他の設備については、テナント入居者（賃借人）に償却資産の申告義務があります。

具体的には次のようなものがあります。

- ・内装……天井、床、内部・外部仕上げ、建具、間仕切りなどの工事
- ・附属設備……電気、ガス、給排水、衛生、空調、運搬設備などの設備

2 業種別の主な償却資産の例示

| | |
|---------|---|
| 共通 | 舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、駐車場設備、受変電設備、看板、簡易間仕切り、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、太陽光発電設備など |
| 農業 | 農耕用車輛（小型特殊自動車を除く。）、農業用機械設備、農業用ビニールハウス、農業用器具など |
| 漁業 | 漁船、巻上機、漁網、いけす、のり乾燥機など |
| 飲食業 | 接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、製氷機、衛生設備など |
| 製造業 | 受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、動力用電気配線、作業用照明設備、貯水設備、福利厚生設備など |
| 旅館・ホテル業 | 厨房設備、客室備品、洗濯設備、ボイラー、放送設備、照明設備（スポットライト、ミラーボール等）、カラオケセット、楽器（エレクトーン等）など |
| 建設業 | ブルドーザー、パワーショベル、ポータブル発電機、コンクリートカッター、ミキサー、ポンプなど |

| | |
|----------------|---|
| 理容・美容業 | 理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ、接客用家具、広告塔など |
| 医療業 | 各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、血圧計、保育器、CTスキャン)、各種キャビネットなど |
| 自動車整備業・ガソリン販売業 | オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、タイヤチェンジャー、ジャッキ、コンプレッサー、洗車機、溶接機、地下槽、ガソリン計量機、照明設備、自動販売機、独立キャノピーなど |
| 不動産賃貸業 | アスファルト舗装、コンクリート舗装、屋外給排水設備、緑化設備、側溝、グレーチング、インターロッキング、カラータイル舗装など |
| 小売業 | 商品陳列ケース、陳列棚・台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、レジスターなど |

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告が必要な人

1月1日現在、水俣市内に償却資産を所有している人です。

次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- (1) 使用可能期間が1年未満又は取得価額が 20 万円未満の資産であっても、個別に償却しているもの
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産で、1月1日現在稼働している資産
- (3) 償却済資産(事業用に使用している場合は申告が必要です。)
- (4) 簿外資産(会社の帳簿には記載されていない資産)
- (5) 遊休資産(稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- (6) 未稼働資産(稼働していないが、既に完成している資産)
- (7) 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- (8) 賃借人(テナント)等が取り付けた内装・造作、建築設備等の資産

2 申告の必要がない資産

- (1) 無形固定資産(鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等)
- (2) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (3) 生物 ※ただし、観賞用・興行用は申告の対象です。
- (4) 繰延資産(創立費、開発費等)
- (5) 法人税法第 64 条の 2 第 1 項・所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で、取得価額 20 万円未満の資産

3 少額償却資産の取扱い

| | 取得時期 | 取得価額 | 国税の取扱い | 固定資産税(償却資産)の取扱い |
|---------|------------------------------------|--------------------|----------|-----------------|
| 【個人の場合】 | 平成 11 年 1 月 1 日以後に取得した資産 | 10 万円未満 | 必要経費 | 申告対象外 |
| | | 10 万円以上 20 万円未満 | 3 年間一括償却 | 申告対象外 |
| | | | 減価償却 | 申告対象 |
| 【法人の場合】 | 平成 10 年 4 月 1 日以後に開始された事業年度に取得した資産 | 10 万円未満 | 損金算入 | 申告対象外 |
| | | | 3 年間一括償却 | 申告対象外 |
| | | 10 万円以上 20 万円未満 | 減価償却 | 申告対象 |
| | | | 3 年間一括償却 | 申告対象外 |
| 20 万円以上 | 減価償却 | 申告対象 | | |

※租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 の規定により、中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産の全額を損金算入することができますが、固定資産税の申告対象となります。

4 提出書類について

(1) 初めて申告をする人【申告書・明細書は、「提出用」(複写式1枚目)を提出してください。】

| 申告の種類 | 提出書類 | | | 留意点 |
|-----------|------|---------|-----|-----------------------------------|
| | 申告書 | 種類別明細書 | | |
| | | 増加・全資産用 | 減少用 | |
| 申告資産がある場合 | ○ | ○ | × | 種類別明細書(増加資産・全資産用)に全ての資産を記入してください。 |
| 申告資産がない場合 | ○ | × | × | 申告書の「18 備考欄」に「申告資産なし」と記入してください。 |

(2) 今までに申告をしたことがある人

| 申告の種類 | 提出書類 | | | 留意点 |
|--------------------|------|---------|-----|---|
| | 申告書 | 種類別明細書 | | |
| | | 増加・全資産用 | 減少用 | |
| 増加資産・減少資産の両方ともない場合 | ○ | ○ | × | 申告書の「18 備考欄」に「異動なし」と記入してください。 |
| 増加資産・申告もれ資産がある場合 | ○ | ○ | × | 種類別明細書(増加資産・全資産用)に増加資産・申告もれ資産を記入してください。 |
| 減少資産がある場合 | ○ | ○ | ○ | 種類別明細書(減少資産用)に減少した資産を記入してください。 |
| 増加資産・減少資産の両方ともある場合 | ○ | ○ | ○ | 種類別明細書(増加資産・全資産用)に増加した資産、(減少資産用)に減少した資産を記入してください。 |
| 廃業した場合 | ○ | × | × | 申告書の「18 備考欄」に状況等を記入してください。 |

- ① 申告書・種類別明細書とも「提出用」を提出し、「控用」はご自身で保管してください。
- ② 前年度までに申告もれ資産があった場合は、種類別明細書の摘要欄に申告もれと記入してください。
- ③ 償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いします。

(3) 自社電算処理による申告

- ① 毎年度、1月1日現在の所有資産について全資産申告が必要です。
- ② 償却資産の申告書(地方税法施行規則第26号様式)、全資産用の種類別明細書(同第26号様式別表1)の様式にあたる記載項目の全てを記入してください。
- ③ 賦課決定上必要ですので、取得価額、評価額、課税標準額まですべて記入してください。
- ④ 所有者コードが事務処理上必要ですので、必ず本市の申告書を添付してください。

5 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しない場合は、地方税法第386条に基づく水俣市税条例第75条の規定により過料を科せられる場合があるほか、地方税法第368条の規定により固定資産税の不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限内に申告してください。また、虚偽の申告をすると、地方税法第385条(固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪)の規定により、罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

6 国税資料の閲覧・実地調査について

地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い、申告内容について問い合わせることがあります。

また、資産の状況を実際に確認し、固定資産税の評価・課税が適正になされているか確認するため、地方税法第408条の規定に基づき実地調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

Ⅲ 申告の留意点について

1 国税との主な違い

| 項目 | 固定資産税の取扱い | 国税の取扱い |
|--------------------|-------------------------------------|--|
| 償却計算の期間 | 暦年(賦課期日制度) | 事業年度 |
| 減価償却の方法 | 一般の資産は定率法 (法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様) | 建物以外の一般の資産は定率法、定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 平成24年4月1日以降に取得した資産は「200%定率法」を適用 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した資産は「250%定率法」を適用 平成19年3月31日以前に取得した資産は「旧定率法」を適用 |
| 前年中の新規取得資産 | 半年償却(1/2) | 月割償却 |
| 圧縮記帳 | 認められません ※1 | 認められます |
| 特別・割増償却(租税特別措置法) | 認められません | 認められます |
| 増加償却 | 認められます ※2 | 認められます |
| 評価額の最低限度額(償却可能限度額) | 取得価額の5% ※3 | 備忘価額(1円) |
| 改良費(資本的支出) | 区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します) | 原則区分評価(一部合算も可) |

※1 圧縮記帳は認められません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

(例:100万円の機械を50万円の補助を受けて購入⇒償却資産(固定資産税)では100万円で申告)

※2 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定による増加償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。「税務署長への届出書」の写しを添付してください。

※3 償却が終わっていても、償却資産(固定資産税)では、課税対象です。償却済資産は取得価額の5%として評価します。

2 建物附属設備・建築設備

建築設備とは電気設備、ガス設備、給排水設備等で本来家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高めるための設備をいい、家屋と建築設備の所有者が同じである場合は、原則として家屋に含めて評価されますが、次のような設備は、償却資産となりますので、申告してください。

- ① 取り外しが容易で家屋と構造上一体となっていないもの (例) ルームエアコンなど
- ② 独立した機械的性格の強いもの (例) 受変電設備、中央監視制御設備など
- ③ 特定の生産又は業務の用に供されるもの
(例) 工場における機械の動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備、ホテル・病院等における厨房設備・洗濯設備等、機械式立体駐車場の駐車機械設備など
- ④ 電気設備のうち、ネオンサイン、投光器、スポットライト、電話機、電話交換機など

(注) 次の表は、一般的な設備について例示したものです。

家屋と償却資産の区分表 ◎:申告が必要な資産です。 ○:家屋のため申告不要です。

| 設備等の種類 | 設備等の分類 | 設備等の内容 | 家屋の所有区分(自己所有) | | |
|-------------------|--|---|---------------|------|---|
| | | | 家屋 | 償却資産 | |
| 建築工事 | 内装・造作等 | 床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式 | ○ | | |
| 電気設備 | 受変電設備 | 設備一式 | | ◎ | |
| | 予備電源設備 | 発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等 | | ◎ | |
| | 中央監視設備 | 設備一式 | | ◎ | |
| | 電灯照明設備 | 屋外設備一式 | | | ◎ |
| | | 屋内設備一式 | | ○ | |
| | 電力引込設備 | 引込工事 | | ◎ | |
| | 動力配線設備 | 特定の生産又は業務用設備 | | | ◎ |
| | | 上記以外の設備 | | ○ | |
| | 電話設備 | 電話機・交換機等の機器 | | | ◎ |
| | | 上記以外の設備(配管、配線等) | | ○ | |
| | LAN 設備 | 設備一式 | | | ◎ |
| | 放送・拡声設備 | マイク、スピーカー、アンプ等の機器 | | | ◎ |
| | | 上記以外の設備(配管、配線等) | | ○ | |
| | テレビジョン共同聴視設備 | 受像機(テレビ) | | | ◎ |
| 上記以外の設備(アンテナ、配管等) | | | ○ | | |
| 避雷設備 | 設備一式 | | ○ | | |
| 火災報知設備 | 設備一式 | | ○ | | |
| 給排水衛生設備 | 給排水設備 | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 | | ◎ | |
| | | 上記以外の設備 | ○ | | |
| | 給湯設備 | 局所式給湯設備(湯沸器等) | | | ◎ |
| | | 中央式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等) | | ○ | |
| | ガス設備 | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 | | | ◎ |
| | | 上記以外の設備 | | ○ | |
| 衛生設備 | 設備一式(便器、洗面化粧台、浴槽等) | | ○ | | |
| 消火設備 | 消火器、避難器具等 | | | ◎ | |
| | 消火栓設備、スプリンクラー設備等 | | ○ | | |
| 空調設備 | 空調設備 | 壁掛型・床置型ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備 | | ◎ | |
| | | 上記以外の設備 | ○ | | |
| | 換気設備 | 特定の生産又は業務用設備 | | | ◎ |
| | | 上記以外の設備 | | ○ | |
| その他の設備等 | 運搬設備 | 工場用ベルトコンベア | | ◎ | |
| | | エレベーター、エスカレーター等 | ○ | | |
| | 厨房設備 | 事業用の設備一式(飲食店・ホテル・百貨店・病院・社員食堂等) | | | ◎ |
| | | 上記以外の設備 | | ○ | |
| | 洗濯設備 | 洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、事業用の設備一式(クリーニング店・ホテル・病院等) | | | ◎ |
| | | 上記以外の設備(洗濯流し等) | | ○ | |
| その他 | 冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等 | | | ◎ | |
| 外構工事 | 外構工事 | 工事一式(門・塀・緑化施設等) | | ◎ | |

※家屋の所有区分が「借家」の場合は賃借人(テナント)の負担で取り付けした資産は全て償却資産として、賃借人(テナント)が申告してください。

3 借用資産（リース資産）について

原則として、リース資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

ただし、リース期間満了後にリース資産が無償又は名目的な対価で賃借人に譲渡される場合は、賃借人が申告してください。

| リース契約の内容 | 資産を借りている人 | 資産を貸している人 |
|--|-----------------------|-----------|
| 【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合 (所有権移転外ファイナンスリース) | 申告不要 | 申告が必要 |
| 【実際の売買にあたるようなリース資産】 リース後に資産が使用者の所有物になる場合 | 申告が必要 (自己の資産として申告) | 申告不要 |

IV 課税標準の特例について

(1) 課税標準の特例が適用される資産の例示（固定資産税が軽減されます。）

| 規定 | | 対象資産 | 適用期間 | 特例率 | 添付書類 |
|--|-----------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|---|
| 法第 349条の 3 | 第5項 | 内航船舶 | 期限なし | 1/2 | 船舶検査証・船籍票・登録票の写し等 |
| 本法附則第15条 | 第2項 第1号 | 汚水又は廃液の処理施設 | 期限なし (R8.3.31までに取得) | 1/2 | 特定施設設置届出書(使用、変更)の写し等 |
| | 第2項 第5号 | 公共下水道除害施設 | 期限なし (R8.3.31までに取得) | 4/5 | 排水設備新設等計画確認通知書・排水設備検査済証の写し等 |
| | 第25項 第1号イ | 太陽光発電 (1,000kW未満) | 3年間 (R8.3.31までに取得) | 2/3 | 再生可能エネルギー事業者支援事業補助による補助を受けていることがわかるもの ※固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外 |
| | 第25項 第3号イ | 特定太陽光発電設備 (1,000kW以上) | 3年間 (R8.3.31までに取得) | 3/4 | |
| | 第25項 第1号ロ | 風力発電 (20kW以上) | 3年間 (R8.3.31までに取得) | 2/3 | 固定価格買取制度に係る認定通知書の写し |
| | 第25項 第3号ロ | 特定風力発電設備 (20kW未満) | 3年間 (R8.3.31までに取得) | 3/4 | |
| | 第44項 | | 先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者の設備 | 3年間 (R7.3.31までに取得) | 1/2 |
| 先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者の設備 ※賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合 | | | 5年間 (R6.3.31までに取得) | 1/3 | |
| | 4年間 (R7.3.31までに取得) | | | | |

該当資産を所有している人は、「償却資産申告書」、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に該当条項を記入し、添付書類(届出書・許認可書などの写し)と共に提出してください。上記の表以外にも特例対象資産があります。詳しくは、お問い合わせください。

V 税額等の算出方法について

1 課税標準額の算出方法

申告いただいた資産の取得時期、取得価額及び耐用年数から、個々の償却資産について評価額を算出します。

- 前年中に取得したもの
取得価額×前年中取得分の減価残存率＝評価額
- 前年前に取得したもの
前年度評価額×前年前取得分の減価残存率＝評価額

以降、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

〈計算例〉 令和6年中取得、取得価額300,000円、耐用年数4年の資産の場合

(1)「償却資産の減価残存率表(下表)」から

前年中に取得した「耐用年数4年」の資産の減価残存率＝0.781

前年前に取得した「 〃 」の資産の減価残存率＝0.562

(2)減価残存率を次のように式にあてはめる

令和7年度 = 300,000円 × 0.781 = 234,300円

令和8年度 = 234,300円 × 0.562 = 131,676円

令和9年度 = 131,676円 × 0.562 = 74,001円

令和10年度 = 74,001円 × 0.562 = 41,588円

令和11年度 = 41,588円 × 0.562 = 23,372円

令和12年度 = 23,372円 × 0.562 = 13,135円 → 15,000円(最低限度額)

※令和12年度の評価額は、取得価額(300,000円)の5%未満となりますが、固定資産税(償却資産)の評価額は取得価額の5%を最低限度額としているため、このパソコンが業務用に使用されている期間の評価額は、令和12年度以降も15,000円となります。

〈償却資産の減価残存率表〉

| 耐用年数 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価残存率 | | 耐用年数 | 減価残存率 | |
|------|--------|--------|------|--------|--------|------|--------|--------|
| | 前年中取得分 | 前年前取得分 | | 前年中取得分 | 前年前取得分 | | 前年中取得分 | 前年前取得分 |
| 1 | | | 16 | 0.933 | 0.866 | 31 | 0.964 | 0.928 |
| 2 | 0.658 | 0.316 | 17 | 0.936 | 0.873 | 32 | 0.965 | 0.931 |
| 3 | 0.732 | 0.464 | 18 | 0.94 | 0.88 | 33 | 0.966 | 0.933 |
| 4 | 0.781 | 0.562 | 19 | 0.943 | 0.886 | 34 | 0.967 | 0.934 |
| 5 | 0.815 | 0.631 | 20 | 0.945 | 0.891 | 35 | 0.968 | 0.936 |
| 6 | 0.84 | 0.681 | 21 | 0.948 | 0.896 | 36 | 0.969 | 0.938 |
| 7 | 0.86 | 0.72 | 22 | 0.95 | 0.901 | 37 | 0.97 | 0.94 |
| 8 | 0.875 | 0.75 | 23 | 0.952 | 0.905 | 38 | 0.97 | 0.941 |
| 9 | 0.887 | 0.774 | 24 | 0.954 | 0.908 | 39 | 0.971 | 0.943 |
| 10 | 0.897 | 0.794 | 25 | 0.956 | 0.912 | 40 | 0.972 | 0.944 |
| 11 | 0.905 | 0.811 | 26 | 0.957 | 0.915 | 41 | 0.972 | 0.945 |
| 12 | 0.912 | 0.825 | 27 | 0.959 | 0.918 | 42 | 0.973 | 0.947 |
| 13 | 0.919 | 0.838 | 28 | 0.96 | 0.921 | 43 | 0.974 | 0.948 |
| 14 | 0.924 | 0.848 | 29 | 0.962 | 0.924 | 44 | 0.974 | 0.949 |
| 15 | 0.929 | 0.858 | 30 | 0.963 | 0.926 | 45 | 0.975 | 0.95 |

(2) 税額の計算方法

税率は(1.55/100)1.55%です。

| | | | | |
|-------------------------|---|---------------|---|--------------------|
| 課税標準額 (1,000円未満切り捨て) | × | 税率 (1.55%) | = | 税額 (100円未満切り捨て) |
|-------------------------|---|---------------|---|--------------------|

(3) 免税点

課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。

(4) 納期

年税額は4回の納期(5月、7月、12月、翌年の2月)に分けて納めていただきます。土地や家屋を所有している場合は合算されます。

2 申告もれ資産の過年度遡及課税

申告もれ等の償却資産は、申告した現年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになりますので、ご承知おきください。過年度分は1回での納付です。

VI マイナンバー(個人番号・法人番号)の確認について

1 マイナンバー(個人番号・法人番号)の記入について

償却資産申告書にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記入をお願いします。

(1) 法人が申告する場合

申告書への法人番号(13桁)の記入をお願いします。法人番号指定通知書や本人確認資料等の提示・添付は不要です。

(2) 個人事業者が申告する場合

申告書への個人番号(12桁)の記入をお願いします。また、受付の際に次のとおり個人番号確認・本人確認を行います。なお、eLTAX(エルタックス)による電子申告の場合は、個人番号及び本人確認資料添付は不要です。

① 本人申告の場合

| マイナンバー(個人番号)確認方法 | 本人確認方法 |
|---|--|
| 次のうちいずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード(写真付きのICカード) 2 通知カード 3 個人番号記載の住民票の写し | 次のうちいずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード(写真付きのICカード) 2 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳等 3 公的医療保険の被保険者証等※ 4 官公所発行・発給のもの※ |

② 代理人の場合

| 本人の番号確認方法 | 代理人の本人確認方法 | 代理権確認方法 |
|---|---|----------------------|
| 次のうちいずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード(写真付きのICカード) 2 通知カード 3 個人番号記載の住民票の写し | 代理人が個人の場合 1 個人番号カード(写真付きのICカード) 2 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳等 3 公的医療保険の被保険者証等※ 4 官公所発行・発給のもの※ 代理人が法人の場合 1 法人確認書類 登記事項証明書等 2 法人との関係を証する書類 | 1 税務代理権限証明書 2 委任状 |

※写真表示のない身元確認書類の提示又は写しの添付をするときは2種類以上必要です。

※番号の記載が無くても申告書の受付は可能です。